

福井県市町村職員共済組合職員採用候補者試験を受験される皆様へ

1 共済組合の設立趣旨

地方公務員の共済制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。

2 共済組合の事業

当組合では福井県内の市町、一部事務組合等の職員及び被扶養者を対象として、前記の目的を達成するために、大別して次の3つの事業を行っています。

- ① 短期給付事業 組合員とその被扶養者の病気・けが・出産・死亡・休業又は災害などに対して必要な給付を行います。
- ② 長期給付事業 組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行います。
- ③ 福祉事業 健康診断などの健康保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金等の貸付などを行います。

3 共済組合職員の身分

共済組合は地方公務員等共済組合法に定める法人であり、職員は国家公務員、地方公務員の身分を有するものではありません。

4 共済組合職員の給与及び勤務条件

概ね国家公務員に準じます。

初 任 給	2 3 2, 0 0 0 円（大卒：令和8年4月現在）
諸 手 当	扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当 等
就業時間	8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 1 5 分 （休憩時間 6 0 分）
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇 等

5 採用後の勤務地

福井県市町村職員共済組合事務局又は当組合が経営する保養所及び派遣勤務

- ① 事務局 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館内
- ② 保養所 あわら市東温泉2丁目201番地 保養所「越路」
- ③ 全国市町村職員共済組合連合会（東京都）へ派遣勤務を命ずることがあります。

「② 保養所」勤務となった間は、シフト制勤務となり、「4 共済組合職員の給与及び勤務条件」とは異なります。

6 その他

試験当日、必ず午前9時50分までにお越しください。遅刻した場合は受験できません。

咳、その他体調不良が認められる受験者の方については、試験係員の判断により、受験を控えていただく場合がありますのでご注意ください。

試験会場は冷え込む場合がありますので、室温の高低に対応できるよう各自対応してください。（服装やひざ掛け等を持参する等）

試験中は、携帯電話、スマートウォッチ等（時計機能のみの時計は除く。）は電源を切って、かばんの中に片づけていただきます。

昼食時間を1時間程度設ける予定です。当組合では昼食の準備を行いませんので、各自でご用意ください。昼食は試験会場でも取ってもかまいませんが、ごみは各自お持ち帰りください。

昼食時間に外出してもかまいませんが、午後の試験開始に間に合うようご注意ください。

自治会館駐車場を利用する場合は、駐車場料金は自己負担となります。料金は30分につき100円です。

自治会館駐車場は駐車台数が限定されており、駐車できない場合があります。近隣の迷惑となりますので、周辺路上には絶対に駐車しないでください。